

●香川県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年3月29日から同年4月19日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市五名字前原2465番3 地先から 東かがわ市五名字西ケ原2729番 2地先まで	前	14.5～55.0	375	旧道の市道移管
東かがわ市五名字前原2498番8 地先から 東かがわ市五名字西ケ原2551番 2地先まで		4.0～20.0	449	
東かがわ市五名字前原2465番3 地先から 東かがわ市五名字西ケ原2729番 2地先まで	後	14.5～55.0	375	
東かがわ市五名字山田2685番1 地先から 東かがわ市五名字山田2619番3 地先まで	前	11.0～72.3	655	
		3.5～21.0	674	
	後	11.0～72.3	655	